



6月支給のボーナスに対する所得税の過少徴収について

南河内郡河南町は、町職員に支給した6月のボーナスに対する所得税の源泉徴収に過少徴収が発生したと発表しました。

■ 経過

6月30日に町職員143人に対して支給した期末勤勉手当について、源泉徴収すべき所得税の乗率を本来の率より小さく算出してしまい、過少徴収が発生しました。

主たる原因は、担当職員のシステム入力の誤りによるものです。

なお、今回、源泉徴収できなかった所得税は、総額6,600千円で、町職員に返還を求めます。

■ 森田町長コメント

今回の件は、町職員の給与に関するものではあるが、あってはならないミスである。

今後は、チェック機能の強化を図り、再発防止に努める。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 総務部 人事財政課

☎0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:多村、後藤 メールアドレス:zaisei@town.kanan.osaka.jp